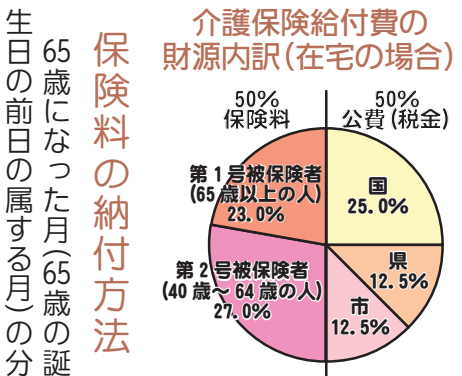


みんなで支える 介護保険制度

介護保険制度とは

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。介護保険料を納めて、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで介護サービスを利用できます。



介護保険料の納付
市内に住所を有する人のうち、65歳以上の人が「第1号被保険者」となります。第1号被保険者の保険料は、前年の所得などに応じて、4月から翌年3月までの1年間の保険料を決定しています。7月中旬に令和2年度の納付通知書などを、第1号被保険者を対象に郵送します。詳細は、納付通知書に同封の案内をご覧ください。みなさんが納める保険料は、市や国、県の負担金などとともに、介護保険制度を健全に運営するための大切な財源となりますので、保険料の納付について、ご理解とご協力をお願いします。

令和2年度 所得段階別介護保険料

令和元年10月からの消費税増税に伴い、65歳以上の人で市民税非課税世帯(所得段階第1～3段階)の人の介護保険料を軽減します。【基準額は54,100円】

所得段階	保険料基準額に対する調整率	保険料(年額)
第1段階	基準額×0.25	13,500円
第2段階	基準額×0.35	18,900円
第3段階	基準額×0.65	35,100円
第4段階	基準額×0.9	48,600円
第5段階	基準額×1	54,100円
第6段階	基準額×1.2	64,900円
第7段階	基準額×1.3	70,300円
第8段階	基準額×1.5	81,100円
第9段階	基準額×1.7	91,900円

から納めます。納め方は受給している年金の額によって、特別徴収(年金天引き)と普通徴収(納付書納付・口座振替)に分かれます。▼特別徴収(年金天引き)の人納期 年金受給月(4月・6月・8月・10月・12月・令和3年2月の全6回)対象 つぎの要件すべてに該当する人①令和2年4月1日現在、市内在住で65歳以上の人②老齢・退職年金、遺族年金または障害年金の年金受給額が年額18万円以上の人

※65歳到達年度や幸手市に転入した年度の保険料は、普通徴収(納付書納付・口座振替)となります。▼普通徴収(年金天引き以外)の人納期 7月から令和3年2月までの毎月(全8回)納付方法 介護保険料納付通知書により、最寄りの金融機関などで納付をお願いします。なお納付の際、納付通知書は切り取らないでください。※コンビニエンスストアでは納付できません。

■8月から介護保険負担割合証が新しくなります

現在交付している介護保険負担割合証の適用期間は、7月末までです。

8月からの介護保険負担割合証は、7月下旬に郵送します。適用期間(8月1日～令和3年7月31日)と、負担割合(1割、2割または3割)などの内容をご確認ください。

▼期限切れの介護保険負担割合証

古い介護保険負担割合証は介護福祉課に返却、または個人で処分をお願いします。

問合せ 介護福祉課介護保険資格管理担当 ☎(42)8444・FAX(43)5600

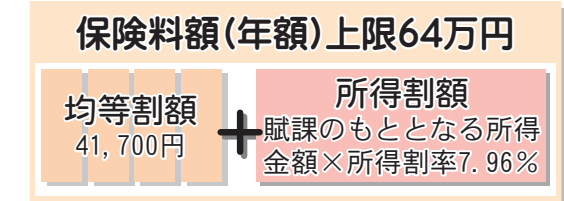
みんなで支える 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度とは

75歳以上(65歳～74歳は一定の障がいのある人)が対象の医療保険です。高齢者が安心して医療を受けることができるように、埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営し、幸手市は市民に身近な窓口業務などを担っています。

後期高齢者医療保険料の納付
後期高齢者医療制度では、前年の所得などに応じて、4月～翌年3月の1年間の保険料を算定します。7月中旬に令和2年度分の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。**保険料の納付方法**
保険料は、介護保険料とともに特別徴収(年金天引き)します。ただし、75歳到達年度や市外から幸手市に転入した年度の保険料は、普通徴収(納付書納付・口座振替)となります。▼口座振替
納付には納め忘れのない「口座振替」が便利です。希望する人は、納付通知書に記載の金融機関または市役所窓口(納付通知書、通帳、届出印、キャッシュカード(暗証番号の入力が必要となります)、本人確認書類を持参の上、手続きを行ってください。※国民健康保険税を口座振替で納めていた人も、改めて金融機関で口座振替の手続きが必要です(自動で口座振替に切り替わりません)。

▼保険料額の算定方法



■賦課のもととなる所得金額とは
収入から当該収入の種類に応じた一定の金額を控除し、さらに基礎控除額(33万円)を控除した金額をいいます。
■所得の少ない世帯に属する人には
所得金額に応じて均等割額の軽減措置が設けられています。
■均等割額の軽減措置が改正されました
同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減判定所得の合計額が
・33万円以下の世帯の人【改正内容】8.5割→7.75割
・33万円以下の世帯のうち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下の人(ほかの各種所得なし)【改正内容】8割→7割

■月々の医療費負担額が軽減 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付

入院や外来診療により、同一月内における同一医療機関での医療費が高額になる場合には、住民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証(自己負担割合が3割負担で一定の所得未満の人は「限度額適用認定証」)を事前に医療機関の窓口(提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、月々の負担が軽減されます。また、住民税非課税世帯の人は、食事代の負担が軽減されます。

■新たに認定証の交付を希望する人
保険年金課で手続きを行ってください。
■現在認定証の交付を受けている人
認定証の有効期限は7月末までとなっています。8月以降も引き続き該当になる人には、新しい認定証を7月中に郵送します。

■8月から後期高齢者医療被保険者証が新しくなります(緑色)

現在交付している被保険者証の有効期限は、7月末までです。

8月からの新しい被保険者証は、7月中旬に郵送します。

▼期限切れの被保険者証

古い被保険者証は保険年金課に返却、または個人で処分をお願いします。

問合せ 保険年金課後期高齢者医療担当 ☎(43)1111 内線147、197・FAX(43)1125